認知症高齢者等個人賠償責任補償制度のご案内

認知症等による一人歩きにより、日常生活における事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に、補償金額を限度に被害者に支払うべき賠償金を補償する制度です。

対象者

西尾市高齢者おかえりネットワークに登録された方 ※施設入所者(特別養護老人ホーム・グループホーム等)を除く 令和6年7月1日 スタート!

補償対象

補償金額は、最大 | 億円

【補償の対象となる事例】

- 他人の財物(お店の商品)を壊してしまったり、他人に危害を加えてしまった場合
- ・ 線路に立ち入り、電車を止めてしまった場合

申込方法

「西尾市高齢者おかえりネットワーク」の登録に併せて、申込を受け付けます。 申込者は、西尾市が契約者となり保険料を負担しますので、自己負担はありません。

オレンジヘルプマーク・カード配布のご案内

認知症状のある方が困った時に、周囲の配慮や手助けがお願いしやすくなるカードです。 普段よく持ち歩いているカバンや手荷物などに付け、携帯してください。

対象者

西尾市高齢者おかえりネットワークに登録された方

配布方法

利用する方やご家族からの申し出によりお渡しします。おかえりネットワーク登録時に希望者にお渡しします。

配布場所

長寿課 (市役所1階)

問合先

西尾市健康福祉部長寿課 地域支援事業担当 電話0563-65-2120

